

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 23/2565
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในเขตพื้นที่ย่านนวัตกรรมการแพทย์
非公式訳
投資委員会布告
第 23/2565 号

件名：医療イノベーション地区における投資奨励措置

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

タイを医学イノベーションおよび医学研究開発のハブとして向上させるべく、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 タイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）により認定されたヨティ医療イノベーション地区を投資奨励地区に指定する。

第 2 項 ヨティ医療イノベーション地区における対象事業は以下の通りである。

- バイオテクノロジー（Biotechnology）
- 臨床研究事業（Clinical Research）
- 電子設計
- ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業
- イノベーション・パーク（Innovation Park）
- メーカー・スペース（Maker Space）またはファブリケーション・ラボラトリー（Fabrication Laboratory）事業
- 研究開発
- エンジニアリングデザインサービス
- 理科学実験サービス（Scientific Laboratory）
- 計測器校正サービス（Calibration）
- 職業訓練学校

第 3 項 第 2 項の対象事業に対し追加恩典の付与および条件を以下のように定める。

追加恩典

法人所得税免除期間満了後に 5 年間にわたり、投資による純利益を対象とし、法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

条件

3.1 タイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）により認定されたヨティ医療イノベーション地区に立地すること。

3.2 ヨティ医療イノベーション地区に立地する政府機関との医療協力を以下の通りに行うこと。

3.2.1 職業統合学習（WiL）、デュアル職業訓練プロジェクト、協同教育プロジェクト、または投資委員会が同意した科学

技術分野でのタイ人人材育成のための協力などの指定協力形態通りに、教育機関との協力である事。また、職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、その学生人数が投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員数の 10% 以上または 40 人以上のいずれか少ない方でなければならない。

3.2.2 MedTech などの最先端技術 (Deep Tech) の開発に関する病院、医療機関、教育機関、研究機関、または政府機関との協力である事。また、協力プロジェクトはタイ国家イノベーション庁の同意を得なければならない。

3.3 本措置に基づき職業訓練を受ける学生人数を利用し、他の措置と恩典の重複申請ができないものとする。

3.4 各投資奨励措置に基づく法人所得税合計免除恩典期間は最長 8 年間まで付与されるプロジェクトであること。

尚、仏暦 2566 年 (2023 年) 1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長